

別紙

諮問第962号

答 申

1 審査会の結論

「東京都立職業能力開発センター入校選考実施要領（平成27年1月22日改正前の要領及び平成27年4月1日改正前の要領）」の一部開示決定において非開示とした部分のうち、表2に掲げる部分は開示すべきであるが、その他の部分は非開示が妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「東京都立職業能力開発センター入校選考実施要領（平成27年1月22日改正前の要領及び平成27年4月1日改正前の要領）」の開示請求に対し、東京都知事が平成27年9月17日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 「選考適正化」のため、複数の人間が関わりとされる「入校選考判定委員会」が存在するようだが、「議事録は一切ない」とのことで、検証不能である。

実際の入校選考では、訓練科目指導員（都職員）に権限が集中し、面接時の主観・恣意的判断のみによる合否判定がなされるケースも少なくないことが予想される。

公共職業訓練入校選考は「公平、公正」という観点が不可欠であり、公文書（実施要領）にある具体的な合格基準を明示、公開する必要がある。

したがって、本件処分の取消しと一部開示決定通知書において非開示（条例7条6号）とされた「合格候補者選定基準」について開示を求める。

イ 公共職業訓練「入校選考」の特異性

日本では、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、職業訓練を雇用政策として行っている。学校が、文部科学省管轄の「教育機関」であるのに対して、職業訓練校は、厚生労働省管轄の求職者（離職者）が再就職に必要な知識・技術・技能を習得するための「訓練機関」であり、当然のことながら、入学者（入校者）の選考についても趣旨が異なり、実際に現在も東京都職業訓練において、優先枠が設置されており（例えば、昼間6か月コース）、これまでも多様な階層を対象とした優先枠が存在してきたことから、職業訓練校とは、社会的弱者のための施設であり、職業訓練は雇用のセーフティーネットとして位置付けられていることは間違いない。つまり、学校の「入試」とは明らかに異質であり、かつ「公平・公正」に実施されることが強く求められる。

ウ 面接担当者の裁量

面接は、基本的に2名（都職員：訓練科目指導員＋訓練科目講師）によって行われるが、実施機関の理由説明書によれば、面接官に多様な質問を許容する旨が示されている。面接において、面接官に過度な裁量が認められているとすれば問題であり、筆記試験の形骸化も危惧される。また、当然のことながら、2名の面接官のうち都職員の意向が強く反映されることは自明である。

エ まとめ

職業訓練の入校選考は、文部科学省所管の学校入試とは異なり、「落とすため」にあるのではなく、失業者・長期離職者などの社会的弱者に対して、適正に「配分」される性質のものである。近年の民間委託の職業訓練にみられる応募倍率の高い科目であれば、必然的に「選抜」する余地も浮上するが、本件同様、都の訓練校（職業能力開発センター）で実施されている科目は、慢性的に大幅な定員割れが生じている科目が多く、公共職業訓練の意義・背景を踏まえれば、応募倍率の多少に関わらず、選考過程の一定の透明性の確保は必須である。「入校選考判定委員会」も極めて形式的なものであり（議事録がない以上、開催の存否も疑わしい）、選考の適正化に寄与する存在とは言い難い。

「雇用のセーフティーネット」であるはずの職業訓練への門戸が、一職員の主観・恣意的判断によって閉ざされることがあってはならず、本件の「一部開示」では、選考の「公平・公正」な実施が担保されているとはいえない。したがって、異議申立書に記載した開示を求める。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 東京都立職業能力開発センターの入校選考は、学力検査又は筆記試験と面接を実施し、学力検査又は筆記試験では訓練受講に必要な学力を、面接では受講意欲、就業意欲等をそれぞれ確認し、総合的に評価・判断するものである。

「東京都立職業能力開発センター入校選考実施要領」(平成4年12月15日制定)は、選考の方法、合格者の決定方法、評価方法等について定めたものであり、本文、別紙「職業能力開発センター入校選考判定委員会の設置(準則)」、別表1「学力検査の対象訓練科及び範囲」、別表2「面接票」、別表3「面接調査票」(以下「面接調査票」という。)、別紙1「面接調査票作成基準」(以下「面接調査票作成基準」という。)、別紙2「合格候補者選定基準」(以下「合格候補者選定基準」という。)から構成されている。

- (2) 面接選考においては、面接担当者は限られた時間の中で選定に必要な判断をしなければならない。当該実施要領の「面接調査票」の「統一項目」欄及び「参考項目」欄を公開することとなると、受験者が事前に質問に対する回答を用意して面接に望むことが可能となる。これに伴い、受験者との自由な質疑応答等を通じて受講意欲等を面接担当者が的確に把握するという入校選考の目的を達成できなくなるおそれがあるだけでなく、将来の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

また、受験者からの回答から新たな質問をすることにより、受講意欲等を的確に把握することが期待される面接の性質を踏まえると、受験者の受け取り方によっては、「面接調査票」に記載されていない項目に関する質問は行われないと受け取られるなど、受験者に無用の誤解や困惑をさせるおそれがある。これにより面接担当者が自由

な質問をすることを控え、面接が形骸化するおそれがある。

以上から、入校選考の目的を達成できなくなり、事務事業に支障が生じるおそれがあり、条例7条6号に該当する。

- (3) 当該実施要領の本文第2の5(2)「実施結果の評価」の内容部分の2行目、「面接調査票」の「メモ」欄及び「評価」欄、「面接調査票作成基準」の「評定項目」欄、「評価」及び「AからEまで」を除く内容部分、「合格候補者選定基準」の「1 合格候補者の選定」及び「2 入校不適格者」の内容部分については、評価の記載過程及び選定過程に係る情報であり、面接調査票作成に係る基準や合格候補者選定に関する手順である。

これらの情報を開示することとなると、受験者が事前に受験対策を講じることにより、正確な事実の把握が困難となるおそれがある。

また、自分の評価は各評定項目において何点なのか、なぜそのような評価なのか等の受験者からの問い合わせにより、受験者との間で無用の誤解やトラブルが発生することが想定され、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

さらに、受験者の自らの評価に対する疑問等をあらかじめ考慮することにより、受験者との面接を行う際に面接担当者が差しさわりのない内容の評価をするなど面接評価の形骸化も懸念され、受験者に対する適切な評価が困難となり、入校選考の目的を達成できなくなるおそれがある。

以上から、選考事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり、条例7条6号に該当する。

- (4) 当該実施要領（平成27年1月22日改正前の要領）中、「合格候補者選定基準」の「3 緊急夜間求職者訓練に係わる合否判定」の内容部分は、開示すべきものを誤って非開示と通知してしまったものであり、開示することとする。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年10月29日	諮問
平成27年11月26日	新規概要説明（第164回第二部会）
平成27年12月17日	実施機関から理由説明書收受
平成27年12月21日	実施機関から説明聴取（第165回第二部会）
平成28年 1月12日	異議申立人から意見書收受
平成28年 1月21日	審議（第166回第二部会）
平成28年 2月18日	審議（第167回第二部会）
平成28年 4月27日	審議（第168回第二部会）
平成28年 6月 1日	審議（第169回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都立職業能力開発センターについて

東京都立職業能力開発センター（以下「センター」という。）は、東京都立職業能力開発センター条例（昭和46年東京都条例第44号。以下「設置条例」という。）により設置された公共職業訓練施設であり、分校を含め都内12箇所の施設において、職業能力開発促進法（以下「法」という。）15条の7第1項1号に定める職業能力開発校としての職業訓練のほか、法に基づく種々の職業訓練を行っている。

センターへの入校希望者は、設置条例等に基づき入校選考を受けなければならない、入校選考の結果に基づいて入校が許可される。当該入校選考は、学力検査又は筆記

試験と面接により実施されている。

法4条2項によれば、都道府県は「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」に努めなければならないとされており、また、センターの受験者向けのパンフレットには、入校選考において、面接により受講意欲、就業意欲等について、学科試験により必要な受講能力についてそれぞれ確認し、総合的に判断して合否を決定する旨記載されている。

イ 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る開示請求は、「東京都立職業能力開発センター入校選考実施要領（平成27年1月22日改正前の要領及び平成27年4月1日改正前の要領）」（以下「本件開示請求」という。）である。

実施機関は、本件開示請求に対し、「東京都立職業能力開発センター入校選考実施要領（平成24年1月4日改正）」（以下「本件対象公文書1」という。）及び「東京都立職業能力開発センター入校選考実施要領（平成27年1月22日改正）」（以下「本件対象公文書2」という。）をそれぞれ対象公文書として特定し、後記表1に掲げる本件対象公文書1の「面接調査票」の「統一項目」欄及び「参考項目」欄の質問項目（以下「本件非開示情報1」という。）並びに「面接調査票」の「メモ」欄及び「評価」欄（以下「本件非開示情報2」という。）並びに本文の第2の5（2）「実施結果の評価」の内容部分の2行目、「面接調査票作成基準」の「評定項目」欄、「評価」及び「AからEまで」を除く内容部分及び「合格候補者選定基準」の「1 合格候補者の選定」、「2 入校不適格者」及び「3 緊急夜間求職者訓練に係わる合否判定」の内容部分（以下「本件非開示情報3」という。）並びに本件対象公文書2の「面接調査票」の「統一項目」欄及び「参考項目」欄の質問項目（以下「本件非開示情報4」という。）並びに「面接調査票」の「メモ」欄及び「評価」欄（以下「本件非開示情報5」という。）並びに本文の第2の5（3）「実施結果の評価」の内容部分の2行目、「面接調査票作成基準」の「評定項目」欄、「評価」及び「AからEまで」を除く内容部分及び「合格候補者選定基準」の「1 合格候補者の選定」及び「2 入校不適格者」の内容部分（以下「本件非開示情報6」という。）について、条例7条6号に該当するとして、一部開示決定を行った。

ウ 審査会における審議事項について

実施機関は、本件対象公文書1の非開示部分のうち、「合格候補者選定基準」の「3 緊急夜間求職者訓練に関わる合否判定」の内容部分は、開示すべきものを誤って非開示と通知してしまったものであり、開示するとしていることから、審査会は、実施機関がなお非開示とすべきと主張しているその余の部分の非開示妥当性について判断する。

エ 条例の定めについて

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1及び4について

実施機関の説明によると、本件非開示情報1及び4を公にすることとなると、入校選考の目的を達成できなくなるおそれや将来の同種の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあり、さらには、受験者に無用の誤解や混乱をさせるおそれや面接が形骸化するおそれがあるとのことである。

審査会が本件非開示情報1及び4を見分したところ、「統一項目」欄には、「(1) 受講意欲」「(2) 就業意欲」「(3) 必要性」「(4) 継続性」という4つの評定項目に対応した設問形式の質問項目が記載されていることが確認できた。選考事務の性質上、これらの情報を公にすることにより、受験者が個々の質問に対する回答をあらかじめ用意することが想定され、その結果、対面試験を実施する効果が薄れ、面接担当者が受験者との質疑応答等を通じて受講意欲等を的確に把握することができなくなるおそれがあると認められる。面接担当者は、限られた時間の中で選考に必要な判断をしなければならず、面接の所期の目的を達成するために質問項目を非開示とする必要がある旨主張する実施機関の説明には、相応の合理性があるものと解される。

以上のことから、本件非開示情報 1 及び 4 の「統一項目」欄を公にすることにより、入校選考の目的を達成できなくなり、選考事務に支障が生じるおそれがあるとともに、今後の同種の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

一方、後記表 2 に掲げる本件非開示情報 1 及び 4 の「参考項目」欄については、公にすることにより、面接担当者が受験者との質疑応答等を通じて受講意欲等を的確に把握することができなくなるおそれがあるとまでは認められないことから、条例 7 条 6 号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件非開示情報 2 及び 5 について

実施機関の説明によると、本件非開示情報 2 及び 5 は評価の記載過程及び選定過程に係る情報であり、これらの情報を公にすることとなると、正確な事実の把握が困難となるおそれがあり、受験者との間で無用の誤解やトラブルが発生することが想定されるとともに、面接評価の形骸化も懸念され、受験者に対する適切な評価が困難となり、入校選考の目的を達成できなくなるおそれがある。これらのことから、選考事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるとのことである。

審査会が本件非開示情報 2 及び 5 を見分したところ、評価の記載過程及び選定過程に係る情報ではあるものの、合否に至る入校選考のプロセスの詳細であるとは解されず、当該部分を公にすることにより、正確な事実の把握が困難となり、選考事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとまでは認められないことから、条例 7 条 6 号に該当せず、開示すべきである。

(ウ) 本件非開示情報 3 及び 6 について

実施機関の説明によると、本件非開示情報 3 及び 6 は評価の記載過程及び選定過程に係る情報であり、これらの情報を公にすることとなると、正確な事実の把握が困難となるおそれがあり、受験者との間で無用の誤解やトラブルが発生することが想定されるとともに、面接評価の形骸化も懸念され、受験者に対する適切な評価が困難となり、入校選考の目的を達成できなくなるおそれがある。これらのことから、選考事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるとのことである。

審査会が本件非開示情報 3 及び 6 を見分したところ、後記表 2 の部分について

は、評価の記載過程及び選定過程に係る情報ではあるものの、合否に至る入校選考のプロセスの詳細であるとは解されず、当該部分を公にすることにより、正確な事実の把握が困難となり、選考事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例7条6号に該当せず、開示すべきである。

一方、後記表2以外の部分は、面接の結果を踏まえ、様々な面から総合的に評価・判断するための基準、及び定員枠に応じて合格者を選定するための技術的な手順に関するものであり、入校選考のプロセスの詳細が記載されたものであることから、これらの情報を開示することにより、受験者があらかじめ詳細な入校選考のプロセスを踏まえた受験対策を講じることによって、実施機関における正確な事実の把握が困難となる結果、選考事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報3及び6のうち後記表2以外の部分については、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

横山 洋吉、中村 晶子、野口 貴公美、山田 洋

表1 非開示部分及び非開示理由

本件 対象 公文書	非開示部分		非開示理由	本件 非開示 情報
1	別表3「面接調査票」	「統一項目」欄及び「参考項目」欄の質問項目	入校選考の目的を達成できなくなり、事務事業に支障が生じるおそれがあるため。(条例7条6号該当)	1

		「メモ」欄及び「評価」欄	評価の記載過程及び選	2
	本文	第2の5(2)「実施結果の 評価」の内容部分の2行目	定過程に係る情報であ り、選考事務の適正な 遂行に支障を生じるお それがあるため。(条例 7条6号該当)	3
	別紙1「面 接調査票作 成基準」	「評定項目」欄、「評価」及 び「AからEまで」を除く 内容部分		
	別紙2「合 格候補者選 定基準」	「1 合格候補者の選 定」、「2 入校不適格者」 及び「3 緊急夜間求職者 訓練に係わる合否判定」の 内容部分		
2	別表3「面 接調査票」	「統一項目」欄及び「参考 項目」欄の質問項目	入校選考の目的を達成 できなくなり、事務事 業に支障が生じるおそ れがあるため。(条例7 条6号該当)	4
		「メモ」欄及び「評価」欄	評価の記載過程及び選 定過程に係る情報であ り、選考事務の適正な 遂行に支障を生じるお それがあるため。(条例 7条6号該当)	5
	本文	第2の5(3)「実施結果の 評価」の内容部分の2行目		6
	別紙1「面 接調査票作 成基準」	「評定項目」欄、「評価」及 び「AからEまで」を除く 内容部分		
	別紙2「合 格候補者選 定基準」	「1 合格候補者の選定」 及び「2 入校不適格者」 の内容部分		

表2 開示すべき部分

本件 対象 公文書	開示すべき部分		本件 非開示 情報
1	別表3「面接調査票」	「参考項目」欄	1
		「メモ」欄及び「評価」欄	2
	本文	第2の5(2)「実施結果の評価」 の内容部分の2行目	3
	別紙1「面接調査票作成基準」	1行目から4行目	
		1行目から4行目 評価項目・評価表の「評価」欄 評価項目・評価表の下 1行目1 文字目、2行目、4行目、6行目、 9行目、11行目1文字目、13行目	
2	別表3「面接調査票」	「参考項目」欄	4
		「メモ」欄及び「評価」欄	5
	本文	第2の5(3)「実施結果の評価」 の内容部分の2行目	6
	別紙1「面接調査票作成基準」	1行目から4行目	
		1行目から4行目 評価項目・評価表の「評価」欄 評価項目・評価表の下 1行目1 文字目、2行目、4行目、6行目、 9行目、11行目1文字目、13行目	